

# 知っておきたいソフトウェア 特許関連判決（その36）

—大阪地裁 不正競争行為差止等請求事件—

会員・ソフトウェア委員会 伊藤 夏香



## 要約

本稿では、ソフトウェア関連の営業秘密に関する大阪地裁の裁判例をとりあげ、営業秘密の管理と営業秘密の「使用」という観点から、その概要を紹介する。

### 目次

1. 判決の要約
2. 事案の概要
3. 裁判所の判断
4. 考察

ソースコードの営業秘密該当性及び不競法2条1項7号にいう「使用」に関する裁判所の判断事項を紹介するとともに、若干の考察を加える。顧客情報についての判示については省略する。

### 1. 判決の要約

- (1) 事件番号：平23年(ワ)8221号
- (2) 判決言渡日：大阪地裁 平25年7月16日
- (3) 原告：会社X
- (4) 被告：会社Y1, 会社Y2, P1, P2
- (5) 判決：請求棄却

### 2. 事案の概要

本件は、ソフトウェア開発業務を行う原告会社Xが、

(i) 原告会社Xの元従業員である被告P1, P2が、被告会社Y1, Y2に対し、不正の利益を得る目的で、原告会社Xの営業秘密である本件ソースコード及び本件顧客情報を開示し、

(ii) 被告会社Y1, Y2が、本件ソースコードを両社が製造販売する被告ソフトウェアの開発に使用し、本件顧客情報をその営業に使用した、

と主張して、不正競争防止法（以下、「不競法」という。）3条1項、2項に基づき、被告ソフトウェアの製造等の差止・廃棄等を求めるとともに、不競法4条、民法719条に基づき、損害賠償（一部請求）を求めた事案である。

本稿では、ソフトウェア開発を業務とする企業が営業秘密の保護強化を図る際の参考という観点で、ソー

### 3. 裁判所の判断

#### (1) 前提事実（当事者）

原告会社X及び被告会社Y1, Y2は、いずれも主にソフトウェア開発業務を行っている。被告P1, P2は原告会社Xの元従業員で、退職後、被告会社Y1に入社している。

#### (2) 前提事実（ソースコード）

原告ソフトウェアは、原告会社Xが購入した、ソースコードを開示して販売されるA社の販売管理ソフトウェア（Eシステム）に、原告会社Xが独自に機能を追加してカスタマイズしたもので、開発環境及び実行環境としてB社のdbMagicを使用するソフトウェアである。原告会社Xは、dbMagicで使用可能な原告ソフトウェアのソースコードを有する（「本件ソースコード」という。）。

一方、被告ソフトウェアは、被告会社Y1が被告P1, P2の入社後にC社の開発言語VisualBasic2008（VB2008）を利用して開発・販売しているソフトウェア（製造業、流通販賣向けの業務用ソフトウェア）である。被告会社Y2は被告ソフトウェアのコーディングを担当した。

#### (3) 本件ソースコードの営業秘密該当性についての判断

##### (i) 原告ソフトウェア

本件ソフトウェアは「dbMagicを開発環境及び実行

環境として使用するものである。」「原告ソフトウェアは、対応する dbMagic のバージョンで特定され、原告が A 社から販売管理システムを購入した当時はバージョン 6 であったが、その後、バージョン 7, 8, 9, 10 と、順次更新された。」「dbMagic は、・・・開発ツールであり、従来のコーディングによるプログラミングを排除し、コーディング処理を自動化されたテーブル駆動によるプログラミング技術に置き換えており（テーブル対話形式でコマンドとパラメータを埋め込んでいく。）、アプリケーションのすべての機能をスクリプト等のステートメントを記述することなく構築することができることなどを特徴とする、第四世代言語である。」

（ii） 秘密管理性

「原告は、原告ソフトウェアを顧客に納品する際、ソースコード、データベースともに非公開を原則とし、データベース領域のみ、秘密保持契約を前提に、開示に応じていた。また、原告ソフトウェアのバージョン 8 までは、客先で開発環境を起動する際のパスワード設定の扱いは区々であったが、バージョン 9 以降、原則として開発環境には顧客には開示しないパスワードによる起動の制御を行っていた。」「原告においては、被告 P2 が在籍していた当時、dbMagic の開発環境を自宅に持ち帰り、自宅のパソコンで原告ソフトウェアの開発をすることに厳格な制約はなかったため、前記退職の際、被告 P2 の自宅のパソコンには、本件ソースコードを含む原告ソフトウェアの開発環境がインストールされていた。」

「一般に、商用ソフトウェアにおいては、コンパイルした実行形式のみを配布したり、ソースコードを顧客の稼働環境に納品しても、これを開示しない措置をとったりすることが多く、原告も、少なくとも原告ソフトウェアのバージョン 9 以降について、このような措置をとっていたものと認められる。そうして、このような販売形態を取っているソフトウェアの開発においては、通常、開発者にとって、ソースコードは営業秘密に該当すると認識されていると考えられる。」「本件ソースコードの管理は必ずしも厳格であったとはいえないが、このようなソフトウェア開発に携わる者の一般的理解として、本件ソースコードを正当な理由なく第三者に開示してはならないことは当然に認識していたものと考えられるから、本件ソースコードについて、その秘密管理性を一応肯定することができる

（もっとも、肯定できる部分は、少なくともバージョン 9 以降のものであるところ、原告はそのような特定はしていないし、また、ソフトウェアのバージョンアップは、前のバージョンを前提にされることも多いから、厳密には、秘密管理性が維持されていなかった以前のバージョンの影響も本来考慮されなければならない。）。」

（iii） 非公知性

「原告ソフトウェア及び被告ソフトウェアは、ともに、・・・、製造業、販売業等における管理業務を処理するコンピュータシステムである。一般に、このようなシステムにおいては、・・・、機能や処理手順に、製品毎の顕著な差が生ずるものとは考えられない。そして、機能や仕様が共通する以上、実装についても、そのソフトウェアでしか実現していない特殊な機能ないし特徴的な処理であれば格別、そうでない一般的な実装の形態は当業者にとって周知であるものが多く、表現の幅にも限りがあると解されるから、・・・」

「そうすると、原告主張の本件ソースコードが秘密管理性を有するとしても、その非公知性が肯定され、営業秘密として保護される対象となるのは、現実のコードそのものに限られるというべきである。」（下線は筆者による。以下同じ。）

（iv） なお、有用性については、本件ソースコードが有用性を有することに当事者間で争いはなかった。

（4） 不競法 2 条 1 項 7 号にいう「使用」についての判断

「原告は、本件争点につき、主張によると、被告は、本件ソースコードそのものを『使用』したのではなく、ソースコードに表現されるロジック（データベース上の情報の選択、処理、出力の各手順）を、被告らにおいて解釈し、被告ソフトウェアの開発にあたって参照したことをもって、『使用』に当たるとし、このような使用行為を可能ならしめるものとして、被告 P1, P2 による、『ロジック』の開示があったものと主張する。」

「本件において営業秘密として保護されるのは、本件ソースコードそれ自体であるから、例えば、これをそのまま複製した場合や、異なる環境に移植する場合に逐一翻訳したような場合などが『使用』に該当するものというべきである。原告が主張する使用とは、ソースコードの記述そのものとは異なる抽象化、一般化された情報の使用をいうものにすぎず、不競法 2 条

1項7号にいう『使用』には該当しないとわざるを得ない。」「被告P2は、長年原告ソフトウェアの開発に従事しており、その過程で得られた企業の販売等を管理するソフトウェアの内部構造に関する知識や経験自体を、被告ソフトウェアの開発に利用することが禁じられていると解すべき理由は、本件では認められない。」

#### （5）結論

「原告の、被告らが本件ソースコードを開示、使用して不正競争行為を行ったとする主張は、理由がない。」

### 4. 考察

本件で、ソフトウェアのいずれの部分か営業秘密と認定されたか、また開発担当者であった元従業員のいかなる行為が「使用」でないと判断されたかは、ソフトウェア開発を業務とする企業が営業秘密の保護強化を図る際に参考になろう。

#### （1）営業秘密該当性について

（i）不競法上の「営業秘密」は、秘密管理性、有用性、非公知性を要件とするところ（不競法2条6項）、本件では、秘密管理性について肯定できる部分は少なくともバージョン9以降のものとされ、非公知性の要件から、現実のコードそのものに限られた。結論として営業秘密の「使用」が否定されたため厳密な検討はなされていないものの、秘密管理性が一応肯定されたバージョン9においても、括弧書きの中で「秘密管理性が維持されていなかった以前のバージョンの影響も本来考慮されなければならない」としてさらに限定的に解される余地が指摘されている。

本件での秘密管理性の判断を踏まえると、ソフトウェア開発企業は、バージョンごとに秘密管理性が認定される点と、秘密管理性が肯定されるバージョンでも、秘密管理性を否定された旧バージョンの影響によって営業秘密として認定される部分が限定される可能性があるという点を考慮し、バージョン毎に、秘密管理性が否定される旧バージョンから引き継がれた部分とそれ以外に分けて秘密管理性を検討し、保護範囲を把握することが望ましい。

（ii）営業秘密管理指針（経済産業省：最終改定平成25年8月16日）によれば、秘密管理性が認められるためには、事業者が主観的に秘密として管理しているだけでは不十分であり、客観的にみて秘密として管理されていると認識できる状態にあることが必要であ

るとされている。

本件では、バージョン9以降の秘密管理性が肯定されているが、かかる結論を導くうえで、バージョン9以降の、ソースコードを顧客に開示しない措置をとっていた販売形態をもって客観的認識可能性有りと判断している。さらに、かかる販売形態をもって、ソースコードは営業秘密に該当すると開発者に認識されていると考えられると判断している。

ソフトウェア開発企業にとって、仮にソースコードが営業秘密であることを周知していなくても、販売形態によっては、客観的認識可能性が認められる可能性があり、開発者の認識をも推認できる可能性があることは参考となろう。

（iii）本件では、開発者が原告ソフトウェアの開発を自宅で行うことについて厳格な制約がなかったことや退職時に被告P2の自宅のパソコンに原告ソフトウェアの開発環境がインストールされていたことを取り上げて本件ソースコードの管理について「必ずしも厳密であったとはいえない」と判断されている。

ソフトウェア開発企業では、開発者が自宅に持ち帰って作業する可能性があるケースは十分想定されるため、秘密管理性を否定されないよう十分な配慮を要する。

一方で、「必ずしも厳密であったとはいえない」とされながらも、このようなソフトウェア開発に携わる者の一般的理解として、本件ソースコードを正当な理由なく第三者に開示してはならないことは当然に認識していたものと考えられ、一応秘密管理性を肯定することができる点も参考になる。

（iv）非公知性については、本件のようなシステムでは、特殊な機能や特徴的な処理でない一般的な実装の形態は当業者にとって周知であるものが多く、表現の幅にも限りがあると解されると判断されている。

上記判断を考慮すれば、ソフトウェア開発企業は、市販ソフトウェアを購入して機能追加したものを開発する場合であって特有の機能や利点を持たない場合においては、非公知性の観点から営業秘密として認められる範囲が狭くなる可能性がある点に留意すべきだろう。その一方で、本件でバージョン9以降の現実のソースコードそのものは営業秘密として認められたことを鑑み、市販プログラムを利用する場合でも開発したプログラムの取り扱いに留意すべきであろう。

（2） 営業秘密の使用について

（i） 本件では、上述したように営業秘密として認められる範囲が現実のコードそのものである「本件ソースコードそれ自体」に限定されたため、営業秘密の「使用」と認定される範囲は、現実のコードそのものの使用に限られた。

発明の「実施」の定義（特許法2条3項）や標章の「使用」の定義（商標法2条3項）が条文上定義されているのは異なり、不競法2条1項7号における「使用」については、条文上では定義されていない。

本件において、原告会社Xは、「ソースコードに表現されるロジック（データベース上の情報の選択、処理、出力の各手順）を、被告らにおいて解釈し、被告ソフトウェアの開発にあたって参照したことをもって、『使用』に当たる」と主張した。

しかし、かかる原告の主張は採用されず、営業秘密として保護されるのが本件ソースコードそれ自体であることをもって、「使用」と認定される範囲は、本件ソースコードそれ自体をそのまま複製した場合や、異なる環境に移植するときに逐一翻訳したような場合などに限定され、ソースコードの記述そのものとは異なる抽象化、一般化された情報の使用は、不競法2条1項7号にいう「使用」に当たらないとされた。なお、本件では、原告から機械的翻訳は主張されなかったが、これは、開発環境等が大きく異なり主張困難なケースであったためと考える。

原告ソフトウェアが dbMagic、被告ソフトウェアが

VB2008 と、両者全く異なる開発環境で開発されており、原告ソフトウェアと被告ソフトウェアでは、ソースコードの記述そのものは異なる。本件のように営業秘密が現実のソースコードに限定されると、開発環境が異なり機械的翻訳が極めて難しいケースでは「使用」の立証に困難が予想される。

ソフトウェア開発企業は、営業秘密が現実のソースコードに限定された場合、「使用」が認められる範囲に十分留意する必要がある。

（ii） また、本件で、元従業員が開発中に身につけたソフトウェアの内部構造に関する知識や経験自体を転職先での開発に利用することを「禁じられていると解すべき理由は、本件では、認められない」とされた点は、ソフトウェア開発企業を退職した社員の行為が営業秘密の「使用」の範囲に含まれるかを判断するうえで留意する必要があるだろう。

（3） その他

他のソフトウェア開発企業の元従業員とその転職先の不正競争行為関連判例としては、例えば平成18年(ワ)5172号（大阪地裁平成20年6月12日判決）がある。

（本稿は、昨年11月にソフトウェア委員会で筆者が紹介した判例について、内容をまとめ加筆したものである。）

以上

（原稿受領 2014. 6. 30）